

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度(平成31年度版)

地震に強い安全なまちづくりのため、古い基準で建てられた木造住宅の耐震診断、補強計画、耐震改修工事等の費用の一部を補助します。

募集期間 平成31年 4月15日 ~ 12月13日
(耐震診断、補強計画、耐震改修等とも)

※受付は先着順です。予算がなくなり次第締切ります。

1 耐震診断(現況診断) ※補強計画の同時申請も可能です

6万円補助(自己負担額 11,200円)

※延べ床面積が200㎡超の住宅の場合、6万8千円補助(自己負担額 延べ床面積200㎡超~300㎡以下:12,300円。延べ床面積300㎡超:100㎡増毎に9,100円加算)

募集予定 105件

2 補強計画

6万円補助(自己負担額 11,200円)

※補助額については、上記の耐震診断の内容と同じです。
※部分耐震改修工事に係る補強計画は対象となりません。

募集予定 95件

3 耐震改修等

※今年度より、耐震改修等の補助金を直接施工業者に支払う代理受領制度を始めます。ぜひご活用ください。

① 耐震改修(全体改修)

最大80万円補助(耐震改修費用の1/2 ※設計やリフォームの費用は含みません。)

② 部分耐震改修(1階の1室のみの耐震改修)

最大20万円(高齢者等は40万円)補助(部分耐震改修費用の1/2)

③ 耐震シェルター設置

最大10万円(高齢者等は20万円)補助(設置費用の1/2)

④ 防災ベッド等設置

最大5万円(高齢者等は10万円)補助(設置費用の1/2)

※上記①~④のいずれか一つのみの補助となります。

募集予定 耐震改修(全体改修) 15件

部分耐震改修・耐震シェルター等 3件

高齢者等:65歳以上の方、障がい者の方が居住している世帯、収入分位25%以下の世帯

申込み方法

申請書類を岡山市建築指導課へ提出してください。

なお、申請書類はホームページから入手できます。

<http://www.city.okayama.jp/toshi/kenchikusidou/index.html>



※申請に必要な登記簿謄本、滞納無証明書、診断費用等の岡山県建築士事務所協会への振込み手数料等の各種費用は別途ご負担ください。

申込みできる方

■以下の条件に全てあてはまる方です。

住宅の所有者／市税すべてを完納されている方／暴力団関係者でない方

■対象は、以下の条件を全て満たす建物です。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ② 岡山市内に存するもの
- ③ 一戸建ての住宅（店舗等を併用する住宅にあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限ります。）
- ④ 地上階数が2階建て以下のもの
- ⑤ 構造が木造であるもの

【注意】丸太組工法や大臣の認定を受けた特殊な工法は対象になりませんが、別途補助を受けられる場合があるので、問い合わせ先までご相談ください。

■耐震改修工事の補助の対象住宅は、①～⑤に加え以下の条件を全て満たす建物です。

- 岡山市の指定する耐震診断、補強計画を行ったもの
- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
- 改修工事の後、耐震基準が「一応倒壊しない」（上部構造評点が1以上）となるもの
- 年度内に耐震改修工事が完了するもの
- 木造住宅耐震診断員が工事監理を行うもの

■部分耐震改修工事の補助の対象住宅は、①～⑤に加え以下の条件を全て満たす建物です。

- 岡山市の指定する耐震診断、部分補強計画を行ったもの
- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
- 年度内に部分耐震改修工事が完了するもの
- 木造住宅耐震診断員が工事監理を行うもの

■耐震シェルター等の補助の対象住宅は、①～⑤に加え以下の条件を全て満たす建物です。

- 岡山市の指定する耐震診断を行ったもの
- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
- 年度内に設置が完了するもの
- 公的機関による安全性の評価を受けた耐震シェルター等を設置するもの

【注意】過去に行った工事、既に工事着手しているもの、建替えは補助の対象となりません。

※ 補助金の交付を受けようとする前に、耐震改修やシェルター設置を予定している住宅の工事内容等について、市担当者と事前に協議をお願いします。

耐震改修工事を行った方への税制の優遇について

一定の条件を満たす場合、所得税の控除や、固定資産税の減額を受けられる場合があります。



お問合せ先

岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課

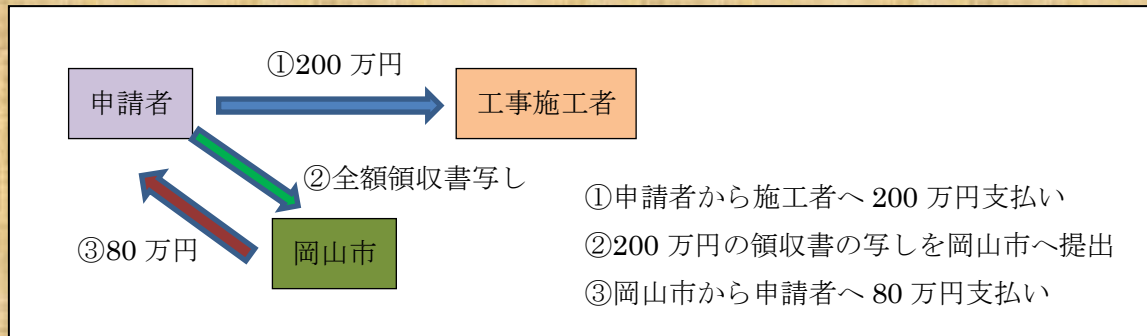
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1445



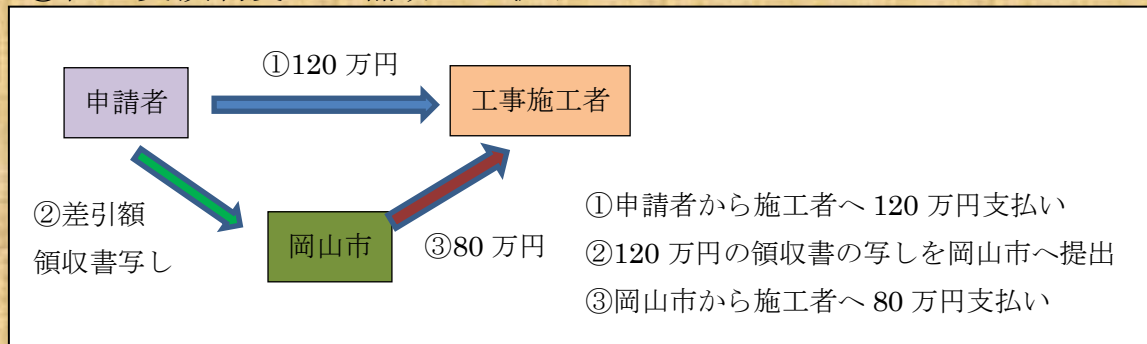
【代理受領制度のフロー図】

例：耐震改修等工事費200万円、補助金額80万円とした場合

①これまでの補助金の流れ



②代理受領制度での補助金の流れ



※①、②のいずれかを選択できます。 詳しくはお問合せください。